相互運用可能な枠組みの実装 (Implementation)

第7回DFFT研究会

黒﨑 将広

(防衛大学校)

1. 本報告の目的

- ■データの越境移転に関する各国の国内制度の違いを前提に、相 互運用可能なDFFTを実現していくための協力枠組みを提言する。
- ■具体的には、各国のアカウンタビリティを果たす場を通じて DFFTの実現に不可欠な各国制度の相互理解を深める (これにより企業のコンプライアンスコストを削減する)場として、
- ①DFFT Stakeholder Dialogue と②DFFT Intergovernmental Meetingの設置を提案する。
- ⇒なぜ二つに分けなければならないのか

2. DFFT Stakeholder Dialogue

- ① 企業を含むすべてのデータ利活用者が、各国の法規制の運用にかかる予見可能性を獲得し、越境移転に伴うコンプライアンスのコストを軽減できる機会を提供する。
- ② 規制・国際規範の在り方に関するアイデアを、private sectorの側から各国の規制当局にinputする場を提供する。

3. DFFT Intergovernmental Meeting

- ① Data localizationの理由となる機微な事項について、政府間で非公開の意見交換・情報共有・政府間協議をする機会を提供する。
- ② DFFT Stakeholder Dialogueで示された民間の問題意識や規制のアイデアを 踏まえて、各国国内制度をharmonize and standardizeするためのルールメ イキングの可能性を模索する機会を提供する。

4. 賛同を得るための留意事項

- ① 負担の問題 ⇒Complementarity (その1)
- ② 非公開性
- ③ Non-exclusiveness、Inclusiveness、Noncontextualization、non-politicization
 - ⇒ Complementarity (その2)

(参考) Swiss Federal Department of Foreign Affairs (FDFA), Safeguards to Ensure Non-Politicized State Dialogue on International Humanitarian Law (IHL), at https://www.eda.admin.ch/content/dam/eda/en/documents/aussenpolitik/voelkerrecht/respect-ihl/5-Ensure-Non-Politicized-State-Dialogue-IHL_en.pdf.

④ 成果文書の公開